

議案第68号

戸籍に係る電子情報処理の事務の委託の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、曾爾村と三宅町との戸籍に係る電子情報処理の事務の委託を廃止することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月3日提出

三宅町長 森田 浩司

戸籍に係る電子情報処理の事務の委託の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、曾爾村と三宅町との戸籍に係る電子情報処理の事務の委託を廃止したいので協議する。

記

戸籍に係る電子情報処理の事務の委託に関する規約を廃止する規約

戸籍に係る電子情報処理の事務の委託に関する規約（平成27年12月三宅町規約第3号）を、廃止する。

附 則

この規約は、令和8年3月31日から施行する。